

がんばろう赤磐中小企業省エネ設備更新支援補助金

Q & A

1. 制度全般について

Q1 本補助金は、国・県・市などの他の補助金と併用できますか。（要綱第6条別表2関係）

A 補助対象となる設備・機器に係る経費が、国・県・市等の他の補助金と重複する場合は、本補助金の交付を受けることができません。交付決定後に重複が判明した場合は、補助金が交付されないことがありますのでご注意ください。

Q2 設備・機器の本体価格が、法人22.5万円（個人事業主15万円）未満（税抜）でも申請できますか。（要綱第4条関係）

A 申請できません。設備・機器1台（LED照明設備の場合は一式）ごとの本体価格（ただし、LED照明設備の場合は設置工事費を含む。）が、法人は税抜22.5万円以上、個人事業主は税抜15万円以上である必要があります。なお、審査の結果、補助対象外経費が判明し、本体価格（LED照明設備の場合は本体価格に設置工事費を加えた額）が上記金額を下回った場合は、その設備・機器は補助対象外となりますのでご注意ください。

Q3 1回の申請の中で、複数の設備・機器をまとめて申請することはできますか。（要綱第4条、第10条関係）

A 各設備・機器1台（LED照明設備の場合は一式）ごとの本体価格が上記の下限額を満たしていれば、1回の申請で複数台をまとめて申請できます。ただし、エントリー申請は同一の事業者について1回限りです。

Q4 市内に複数の事業所があります。補助金の上限額は事業所ごとですか、総額ですか。（要綱第8条関係）

A 補助金の上限額は、1事業者あたり法人200万円、個人事業主50万円です。事業所数によって上限額は変わりません。

Q5 「補助金額の下限」とはどういう意味ですか。（要綱第8条関係）

A 補助金の額は補助対象経費に3分の2を乗じた額で、法人は下限15万円、個人事業主は下限10万円です。算定した補助金額がこの下限を下回る場合は、交付の対象となりません。（3分の2で逆算すると、法人は税抜22.5万円以上、個人事業主は税抜15万円以上の補助対象経費が必要となります。）なお、3分の2を乗じて得た額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます（要綱第8条第1項）。補助対象経費計算シートでは、この端数処理を行ったうえで補助金額を自動計算します。

Q6 予算に上限はありますか。応募が多い場合はどうなりますか。（要綱第8条、第9条関係）

A 補助金は予算の範囲内で交付します。エントリー申請の受付期間終了後、申請の総額が予算額を超えた場合は、抽選を実施します。

2. 申請方法について

Q1 申請は電子申請のみですか。紙での申請は受け付けていますか。（要綱第9条関係）

A 申請は、補助金申請システム「J グランツ」 (<https://www.jgrants-portal.go.jp/>) からの電子申請のみです。紙での申請は受け付けていません。

Q2 申請に「G ビズ I D」は必要ですか。（要綱第9条関係）

A J グランツの利用には「G ビズ I D プライムアカウント」が必要です。「G ビズ I D エントリーアカウント」では申請できません。G ビズ I D プライムアカウントの取得には2～3週間程度かかる場合がありますので、お早めにお手続きください。（取得はこちら→ <https://gbiz-id.go.jp/top/>）

Q3 申請書を提出すれば補助金を受けられますか。申請から交付までの流れを教えてください。（要綱第9条、第11条関係）

A ①エントリー申請 → ②抽選（申請総額が予算額を超えた場合） → ③交付申請（当選者等のみ） → ④審査・交付決定、という手順を踏んでいただく必要があります。エントリー申請や抽選結果により補助金の交付が決定されるわけではありません。

Q4 エントリー申請・交付申請の受付期間はいつですか。（要綱第9条関係）

A エントリー申請は令和8年8月17日（月）から9月7日（月）まで、交付申請は令和8年9月17日（木）から10月16日（金）まで（交付申請を行うことができる旨の通知を受けた方のみ）です。いずれもJ グランツにより行ってください。

Q5 エントリー申請時にはどのような書類が必要ですか。（要綱第9条第2項・第20条関係）

A 要綱第9条第2項に定める書類として、①設備・機器の購入・設置経費の金額を証する書類（見積書の写し）、②直近の確定申告書・決算書の写し、③確定申告を行ったことが確認できる書類（e-Taxの場合は受信通知、書面の場合は納税証明書（その2所得金額用）等）が必要です。これに加え、要綱第20条の規定に基づき、④補助対象経費計算シート（設備・機器の内容、金額等を入力したもの）の提出も必須としています。添付がない場合は受付できませんのでご注意ください。

Q6 別業者からの同一条件の見積書は、どのような場合に、いつ提出する必要がありますか。（要綱第9条第4項関係）

A 設備・機器の購入・設置経費が1台（LED照明設備の場合は一式）ごとに税込100万円を超える場合に限り必要です。エントリー申請時に1社分の見積書を提出いただいていますので、交付申請時に、それとは別の業者による同一条件の見積書を提出してください。税込100万円以下の場合は、これらの提出は不要です。「同一条件」とは、導入する設備・機器の機種・型番、数量、設置工事及び運搬の範囲が同じであることをいい、金額が同額である必要はありません。機種の変な見積書は比較の対象となりません。提出いただいた見積書のうち、補助対象経費が最も安価なものが補助対象となります。これらの見積書は、発注・契約の前に取得してください（事前着手届により先に発注した場合も、最も安価な見積書の額が基礎となります）。取扱業者が1社に限られるなど、別の業者から同一条件の見積書を取得できない場合は、その理由を記載した業者選定理由書を提出してください。この場合は、エントリー申請時に提出いただいた見積書の額によります。なお、業者選定理由書は、同一条件の見積書を取得できない場合の代替として提出いただくものであり、他の業者からも見積書を取得できるにもかかわらず特定の業者を選定した理由を説明す

るための書類ではありません。また、既存設備の下取りの有無は「同一条件」の判断に影響しません。一方の見積書には下取りが含まれ、他方には含まれていない（別の業者への売却を予定している）場合でも、そのまま提出していただいて構いません。この場合、見積書の比較は下取り額を差し引く前の購入価格（本体価格・設置工事費・運搬費）で行います。下取り又は売却による対価は、いずれの業者と契約する場合でも、補助対象経費計算シートの処分欄に入力し、補助対象経費の合計から控除します（「4. 補助対象経費について」のQ18 参照）。

Q7 見積書を取得する際の注意点はありますか。（要綱第4条、第9条関係）

A ①宛名（申請者名）、②業者名、③業者の押印、④導入する設備・機器の型番、が明記され、補助対象経費と補助対象外経費が明確に区別できるものとしてください。補助対象経費については、設備・機器の本体価格、設置工事費及び運搬費を「一式」とせず、それぞれ区分して記載してもらってください（設置工事費・運搬費が生じない場合は本体価格のみで結構です）。これらは補助対象経費計算シートに費目ごとに入力していただく必要があります、特にLED照明設備は本体価格に設置工事費を加えた金額で下限額を判定するため、区分が不明確なままでは判定を誤るおそれがあります。また、本体価格の下限（法人税抜22.5万円以上、個人事業主税抜15万円以上）を満たし、補助対象期間内に納入できることが確認できる（納入（予定）期日の記載がある）ものとしてください。

Q8 見積書に値引きや下取りがある場合、どのように扱われますか。

A 値引きと、下取り・売却による対価とでは、取扱いが異なります。値引き（本体価格・設置工事費・運搬費の割引）は、値引き後の金額を補助対象経費計算シートの明細表に入力してください。経費全体に対する値引きがある場合は、各費目の金額の割合に応じて按分し、控除した後の金額を入力してください。なお、値引きにより本体価格が下限（法人税抜22.5万円、個人事業主税抜15万円）を下回った場合は、その設備・機器は補助対象外となりますのでご注意ください。下取り又は売却による対価は、明細表の金額からは差し引かず、計算シートの「更新前（既存）設備・機器の処分」欄に入力してください。入力された対価の合計を、補助対象経費の合計から差し引きます（「4. 補助対象経費について」のQ18 参照）。いずれについても、これらを考慮せずに自己負担を軽減・ゼロとすることは、不正受給となりますのでご注意ください。

Q9 「確定申告を行ったことが確認できる書類」とは何を提出すればよいですか。（要綱第9条第2項関係）

A 令和7年1月から、税務署に提出した申告書等の控えへの収受日付印の押なつが廃止されました。書面で申告された方は控えに収受印がありませんので、次のいずれか1点を、確定申告書の写しに添えて提出してください。①e-Taxの受信通知（メール詳細）、②法人税（個人事業主は所得税）の領収証書、③法人税（個人事業主は所得税）の口座引落しが確認できる通帳の写し（表紙と該当記帳箇所）、④納税証明書（その2所得金額用）（個人事業主は事業所得金額の記載があるもの）、⑤税務署が発行する書類（申告書等の提出について）、⑥その他、申告を行ったことが認められる書類。なお、納税証明書は手数料と日数がかかりますので、他の書類で差し支えありません。

Q10 市税の完納証明書はいつ提出するのですか。（要綱第3条、第9条第4項関係）

A 交付申請時に市税の完納証明書を提出していただきます。なお、市税に滞納がある者は補助事

業者となれません。

Q11 抽選結果はいつ、どのように通知されますか。（要綱第9条第3項関係）

A エントリー申請の受付期間終了後、速やかに抽選を実施し、令和8年9月中旬頃に、当落にかかわらずJグランツにより通知します。交付申請を行うことができる旨の通知を受けた方は、受付期間内に速やかに交付申請を行ってください。

Q12 抽選に当選しました。すぐに設備・機器を発注・契約・購入してもよいですか。（要綱第5条、第7条、第11条関係）

A 原則として、交付決定前に発注・契約・購入等をした場合は、補助金の交付を受けられません。必ず交付決定後に発注・契約・購入等を行ってください。ただし、次のQ（事前着手届）に該当する場合を除きます。

Q13 「事前着手届」を提出すれば、交付決定前でも設備・機器を発注できますか。（要綱第7条関係）

A 補助事業に着手（発注・契約・購入等）する前に、あらかじめ事前着手届（様式第1号）をJグランツにより提出した場合は、エントリー申請の受付開始日（令和8年8月17日）以後であれば、交付決定前でも着手できます。この場合、着手した日以後に生じた経費を補助対象経費とすることができます。届出は、必ず着手の前に行ってください（要綱第7条第1項）。届出をせずに発注・契約等を行った場合や、届出より前に発注・契約等を行った場合は、令和8年8月17日以後であっても補助対象経費となりません。実績報告時に提出いただく発注書・契約書等の日付と、届出の日付を確認します。なお、この取扱いはその後の交付決定や補助対象経費としての認定を保証するものではなく、審査の結果、補助対象経費とならないことがありますので、あらかじめご了承ください。

Q14 交付申請時に提出する更新（入替）前の設備・機器の写真に注意点はありますか。（要綱第9条第4項関係）

A 型番、設置状況、使用状況が分かる設備全体の写真を撮影してください。実績報告時の更新後の写真も同様です。更新前後は可能な限り同じ方向・角度で撮影してください。エアコンの場合はすべての室内機・室外機について本体と型番が分かる写真（室外機1台に複数の室内機がつながっている場合は、その室内機すべて）を、LED照明設備の場合は更新前後の台数が分かる写真を提出してください。

Q15 交付申請時に提出する「配置図」とはどのようなものですか。（要綱第9条第4項関係）

A 補助対象設備・機器を事業所内のどこに設置するか（設置場所）が分かる図面です。様式は任意で、手書きでも構いません。事業所の見取図（平面図）に、更新する設備・機器の設置位置を書き込んでいただければ結構です。既存の配置図や建物図面があれば、それに書き込んでいただいても構いません。CAD等による正式な図面や、正確な縮尺・寸法の記載までは必要ありません。複数の設備・機器をまとめて申請する場合は、それぞれの設置位置が分かるよう、図面上に番号や名称を記入してください。

Q16 設備・機器比較証明書は必ず提出が必要ですか。（要綱第4条、第9条第4項関係）

A 省エネルギー効果が5%以上あることを確認するため、交付申請時に設備・機器メーカー又は納入業者による設備・機器比較証明書の提出が必要です。提出できない場合は補助金の交付を受け

られませんのでご注意ください。

Q17 用途の異なる複数の設備・機器を申請する場合、比較証明書はそれぞれ必要ですか。（要綱第4条関係）

A 省エネルギー効果（5%以上）は、比較証明書ごと（更新する設備・機器のまとまりごと）に確認します。用途（種類）の異なる設備・機器については、それぞれ比較証明書を提出し、証明書ごとに5%以上を確認する必要があります。一方、同一種類の設備・機器を複数台まとめて更新する場合は、1枚の比較証明書にまとめ、更新前後のエネルギー使用量の合計で比較して5%以上を判定します（証明書の記載例を参照してください）。なお、設備・機器1台（LED照明設備の場合は一式）ごとの本体価格の下限（法人税抜22.5万円、個人事業主税抜15万円）は、これとは別に、設備・機器ごとに満たす必要があります。

Q18 申請内容に不備や不足書類があった場合はどうなりますか。（要綱第9条関係）

A エントリー申請時に見積書等の必要書類が未添付であったり、明らかな不備があった場合は、受付できず抽選の対象から外れることがあります。セルフチェックリスト等で十分に確認のうえ申請してください。審査等の過程で商工観光課から連絡した場合は、指示に従って手続きをしてください。

Q19 補助対象経費計算シートとは何ですか。どのように使用すればよいですか。

A 本補助金は、要綱第9条に定める提出書類に加え、要綱第20条の規定に基づき、各申請段階において補助対象経費計算シートの提出を必須としています。計算シートは、補助対象設備・機器の内容（種類・設置場所・省エネ効果・本体価格・数量・設置工事費・運搬費）及び更新前（既存）設備・機器の処分の内容（処分方法・処分（予定）日・売却又は下取りによる対価）を入力し、しきい値判定、対価の控除、補助対象経費及び補助金額を自動計算するための様式です。エントリー申請、交付申請、（内容に変更がある場合のみ）補助事業計画変更承認申請、実績報告の各段階で提出していただきます。同じ様式を使い回し、前段階から内容に変更がなければそのまま再添付し、変更がある場合は該当箇所を修正のうえ、シート内の「本書の提出段階」欄を該当する段階に変更して再添付してください。各段階で入力する金額の目安は、エントリー申請＝見積金額、交付申請＝確定した見積・仕様の金額、補助事業計画変更承認申請＝変更後の確定金額、実績報告＝実際に支払った金額です。「省エネ効果（%）」欄は、エントリー申請時は設備・機器比較証明書の添付が不要なため自己算定による見込み値（5%以上）を入力し、交付申請時以降は設備・機器比較証明書の数値と一致させてください。「更新前（既存）設備・機器の処分」欄は、見積の段階で処分方法や下取り額が分かる場合はエントリー申請時から入力してください（未定の場合は空欄で構いませんが、交付申請時には必ず入力してください）。売却・下取りによる対価は補助対象経費の合計から控除されます（「4. 補助対象経費について」のQ18参照）。なお、Jグランツの入力フォームには、設備・機器ごとの内訳を直接入力していただく必要はありません。本計算シートで自動計算された「補助対象経費 合計（税抜）」及び「補助金額」の2つの数値のみを、フォームの該当欄に転記してください。提出前に、フォームへの入力額と本計算シートに記載された額が一致しているかをあわせてご確認ください。なお、本様式で自動算出される補助金額は算定の目安であり、審査の結果、正式な交付決定額と異なる場合がありますのであらかじめご了承ください。計算シートは、市ホームページに掲載している最新版（第2版）をご使用ください。

3. 補助事業者・補助事業について

Q1 医療法人、社会福祉法人、学校法人は申請できますか。（要綱第2条別表1、第3条関係）

A 対象外としていますので、申請できません。別表1の「支給対象にならない者」には、このほか一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、認定特定非営利活動法人、（病院・助産所等を個人名義で開設している）医師・歯科医師・助産師等が含まれます。

Q2 「赤磐市内に事業所を有する」とはどのような状態をいいますか。（要綱第3条関係）

A 従業者と設備を有し、物の生産・販売やサービスの提供が継続的に行われている工場・店舗・事務所等が赤磐市内に存在していることをいいます。交付申請時に、法人は収受印のある法人市民税確定申告書（第二十号様式）の写し（e L T A Xの場合は申告受付完了通知を併せて提出）、個人事業主は固定資産税課税明細書写し、賃貸借契約書写し、営業許可証、本人名義の公共料金領収書等により確認します。

Q3 市外に本社があり、市内に事業所がある事業者は対象になりますか。（要綱第3条、第4条関係）

A 市内に事業所を有していれば補助対象事業者となります。ただし、補助の対象となるのは市内の事業所で設置・使用する設備・機器に限られます。市外の事業所で設置・使用する設備・機器は対象となりません。

Q4 令和8年7月1日以降に創業・開業した事業者は申請できますか。（要綱第3条第2項関係）

A 申請できません。令和8年7月1日以降に創業又は開業した中小・小規模事業者は、補助事業者としない旨を定めています。

Q5 令和8年6月30日以前に創業・開業したばかりで、まだ確定申告を行っていない場合はどうすればよいですか。（要綱第3条第2項、第9条第2項関係）

A 令和8年6月30日以前に創業又は開業していれば申請できます。エントリー申請の時点で直近の確定申告の期限が到来しておらず、確定申告書・決算書の写しや確定申告を行ったことが確認できる書類を提出できない場合は、代わりに次の書類を提出してください。個人事業主の場合は開業届の写し、法人の場合は法人設立届出書の写し（e-Taxにより提出した場合は、受信通知を併せて提出）です。これらの書類により、開業日又は法人設立日が令和8年6月30日以前であることを確認します。

Q6 個人事業主の場合、代表者の住民登録が市外でも申請できますか。（要綱第3条関係）

A 個人事業主の場合、代表者の住民登録が赤磐市外であっても、事業所（店舗等）が市内にあり、要件を満たしていれば対象となります。

Q7 別表1の中小・小規模事業者の要件（資本金の額等と従業員数）は、両方満たす必要がありますか。（要綱第2条別表1関係）

A 業種分類ごとに定める「資本金の額又は出資の総額」及び「常時使用する従業員の数」については、いずれか一方に該当すれば中小・小規模事業者となります。個人事業主についても同様の要件で分類します。

Q8 「みなし大企業」は対象になりますか。（要綱第2条、第3条関係）

A 対象になりません。①発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が

所有している企業、②同3分の2以上を大企業が所有している企業、③大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている企業、のいずれかに該当するものが「みなし大企業」です。なお、自治体等の公的機関も大企業とみなします。

Q9 フリーランスも対象になりますか。（要綱第3条関係）

A 市内に事業所を有し、税務署に開業届を提出している商工業者としての個人事業主であれば対象となり得ます。自宅兼事務所の場合は「3. 補助事業者・補助事業について」のQ15を参照してください。

Q10 特定非営利活動法人（NPO法人）や任意団体は対象になりますか。（要綱第2条別表1関係）

A 特定非営利活動法人は、①法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）を行っており、かつ②認定特定非営利活動法人でない場合に限り、対象となり得ます。任意団体、協同組合等の組合、公共法人、宗教上の組織又は団体、政治団体は対象外です。

Q11 風俗営業を行う事業者は対象になりますか。（要綱第2条別表1、第3条関係）

A 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、及び当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業者は対象外です。これらに該当しない事業者は、要件を満たしていれば対象となり得ます。

Q12 農業を営む事業者は対象になりますか。（要綱第2条別表1、第3条関係）

A 農業を営む会社法人であれば補助対象となり得ます。個人農林漁業者及び農事組合法人は対象外です。

Q13 宗教上の組織・団体は、収益事業を行っていても対象外ですか。（要綱第2条別表1、第3条関係）

A 宗教上の組織又は団体は、収益事業の有無にかかわらず対象となりません。

Q14 商工会の会員でなくても対象になりますか。

A 対象となります。商工会・商工会議所の会員・非会員は問いません。

Q15 自宅兼事務所内の設備・機器は対象になりますか。（要綱第4条第2項第1号関係）

A 要綱第4条第2項第1号により、自宅兼事務所等に設置する設備・機器は対象外です。ただし、①事業部分と居住部分の入口が別々に設けられている、②1階と2階など階により事業部分と居住部分が明確に分離されている、③同一フロア内にある場合は壁等により事業部分と居住部分が物理的に完全に分離されている（パーテーションなど簡易な間仕切りによる区分は不可）、のいずれかに該当し、建物の外観・内観写真等により事業部分と居住部分が客観的に区別されていると判断できる場合は、要綱にいう「自宅兼事務所等」には該当しないものとして対象となり得ます。この場合、対象設備・機器は事業部分のみで使用されるものに限りです。

Q16 「LED照明設備の場合は一式」とありますが、その定義は何ですか。（要綱第4条関係）

A LED照明設備は、設置場所の広さ等により複数を以って機能を発揮するものであることから、「1台当たり」ではなく「一式」と定義しています。電球の交換のみやバイパス工事のみは対象外で、電球+照明機器本体+設置工事費の合計が、法人税抜22,5万円（個人事業主税抜15万円）以上であれば対象となります。「一式」の範囲は同一物件までとし、複数店舗をまとめて「一式」とすることはできません。

4. 補助対象経費について

Q1 補助対象経費はどのようなものですか。（要綱第6条関係）

A 補助対象経費は、設備・機器の購入費、運搬費及び設置工事費のうち、市長が必要かつ適当と認めるものです。補助対象設備・機器の設置に伴う配線・配管や、稼働に最低限必要な付属品は対象となり得ます。

Q2 補助対象外となる経費にはどのようなものがありますか。（要綱第6条別表2関係）

A 主なものとして、交付決定前に契約・発注・購入した経費（事前着手届に基づくものを除く）、申請者が所有していない設備・機器の更新費、エネルギー経費を負担していない設備・機器の更新費、関連会社・親族（2親等以内）から購入した経費、国・県・市等の補助金と重複する経費、中古品や著しく高価なもの、汎用性の高い物品（パソコン・プリンタ等）、再生可能エネルギー設備、自社製造の設備・機器、設置場所の整備・基礎工事費、既存設備の撤去・廃棄費、既存設備・機器の改良・改修に要する費用、リース・レンタル費、自動車等車両（特殊車両を除く）、消費税・地方消費税、振込手数料等があります。詳細は別表2をご確認ください。

Q3 既に発注・契約・購入している設備・機器は対象になりますか。（要綱第5条、第6条別表2関係）

A 原則として対象となりません。必ず交付決定後に発注・契約・納入・支払いを行ってください。ただし、事前着手届を提出し、エントリー申請の受付開始日（令和8年8月17日）以後に着手した場合を除きます（審査の結果、補助対象経費とならないことがあります）。

Q4 市外の事業所で設置・使用している設備・機器を更新する場合は対象になりますか。

A 対象となりません。市内の事業所（工場・店舗・事務所等）で設置・使用している設備・機器を更新する場合のみ対象となります。

Q5 更新前後で設備・機器の能力や台数を変更しても対象になりますか。（要綱第4条関係）

A 更新前後で能力を強化・低減したり、台数を増減させた場合でも、更新前後のエネルギー使用量の合計で比較して省エネルギー効果が5%以上見込め、設備・機器比較証明書の提出が可能であれば、対象となり得ます。なお、既存の設備・機器を廃棄・撤去せず、新たに設備・機器を追加するだけの「増設」や、これまで設置していなかった設備・機器を新たに設ける「新設」は、「更新」に当たらないため対象外です。省エネルギー効果の判定単位について補足すると、要綱第4条第1項第2号の「1台ごと」の省エネルギー効果は、比較証明書ごと（更新する設備・機器のまとまりごと）に確認するものとして運用します。更新前後で台数が異なる場合や、同一の種類で複数の機種を更新する場合も、更新前後のエネルギー使用量の合計で比較して5%以上を判定し、1枚の比較証明書にまとめて差し支えありません。ただし、用途の異なる設備・機器については、それぞれ比較証明書が必要です（比較証明書に関する2. Q17を参照してください）。また、本体価格の下限（法人税抜22.5万円、個人事業主税抜15万円）は、これとは別に、設備・機器1台（LED照明設備の場合は一式）ごとに満たす必要があります（要綱第4条第1項第3号）。

Q6 リースや割賦販売、レンタルの設備・機器は対象になりますか。（要綱第6条別表2関係）

A いずれも対象となりません。リース・レンタルする場合の費用や、申請者が所有していない設備・機器の更新は対象外です。割賦販売による購入も対象となりません。所有権が留保されている場合は申請者が所有する設備・機器に当たらず、また、要綱第3条第2号により令和9年1月29

日までに購入、設置及び支払を完了している必要があるためです。

Q7 中古の設備・機器は対象になりますか。（要綱第6条別表2関係）

A 対象となりません。中古品や、一般価格・市場相場と比べて著しく高価なものは補助対象外です。

Q8 消費税や振込手数料は補助対象になりますか。（要綱第6条別表2関係）

A いずれも対象となりません。補助金は税抜の補助対象経費に3分の2を乗じて算定します。公租公課（消費税及び地方消費税）や支払に係る手数料等（振込手数料、代引手数料、ネット決済手数料等）は補助対象外です。なお、振込手数料は補助対象外です。支払先（販売業者等）の負担として請求額から手数料を差し引いて振り込んだ場合、業者が受け取った額が実際の支払額となるため、補助対象経費はその額（手数料控除後の額）となります。請求額と振込額が一致していたほうが確認が簡明ですので、振込手数料は申請者の負担とし、請求額の全額を振り込んでいただくことをお勧めします。先方負担として振り込んだ場合は、値引きと同様に、振込手数料（税抜）を各費目の金額の割合に応じて按分し、控除した後の金額を補助対象経費計算シートの明細表に入力してください。実績報告時には、請求書の額と振込額が一致しない理由（振込手数料を差し引いたこと）とその額（税抜）が分かる書類を添えてください。なお、按分により本体価格が下限（法人税抜22.5万円、個人事業主税抜15万円）を下回った場合は、その設備・機器は補助対象外となりますので、下限額に近い設備・機器がある場合は、請求額の全額を振り込んでください。

Q9 太陽光発電設備など再生可能エネルギーを活用した設備・機器は対象になりますか。（要綱第6条別表2関係）

A 対象となりません。太陽光発電設備等、再生可能エネルギーを活用した設備・機器は補助対象外です。

Q10 自社で製造した設備・機器は対象になりますか。（要綱第6条別表2関係）

A 対象となりません。

Q11 建物や構築物と構造上一体となっている設備・機器は対象になりますか。（要綱第6条別表2関係）

A 対象となりません。建物・構築物の購入等に要する経費は補助対象外です。

Q12 パソコンやプリンタなど汎用性の高い物品は対象になりますか。（要綱第6条別表2関係）

A 対象となりません。他の業務にも使用できる汎用性の高い設備・機器（事務用のパソコン、プリンタ、タブレット等）は補助対象外です。

Q13 自動車等の車両は対象になりますか。（要綱第6条別表2関係）

A 対象となりません。ただし、道路運送車両法施行規則第2条の大型特殊自動車及び小型特殊自動車（重機・フォークリフト等）は対象となり得ます。

Q14 関連会社や親族から購入した設備・機器は対象になりますか。（要綱第6条別表2関係）

A 対象となりません。資本関係のある会社、役員を兼任している会社、代表者の親族（2親等以内）が代表者・役員として属する会社等、及び代表者の親族（2親等以内）から購入等した経費は補助対象外です。

Q15 支払いはどのように行えばよいですか。（要綱第6条別表2、第14条関係）

A 支払いは銀行振込（ネットバンキングを含む）のみです。現金払、クレジットカード払、小切手・手形払、ポイント払、電子マネー払等は認められません。

Q16 既存設備の撤去費や廃棄費は対象になりますか。（要綱第6条別表2関係）

A 対象となりません。既存設備・機器の撤去費用、廃棄費用（処分費用、フロン回収費用）、リサイクル料金、及び設置場所の整備工事・基礎工事に要する経費は補助対象外です。

Q17 LED照明について、電球の交換やバイパス工事のみでも対象になりますか。（要綱第4条関係）

A 対象となりません。電球＋照明機器本体＋設置工事費の合計が、法人税抜22.5万円（個人事業主税抜15万円）以上である必要があります。

Q18 更新前（既存）の設備・機器を売却したり、下取りに出したりして代金を受け取る場合、補助対象経費はどうなりますか。（要綱第6条、第20条関係）

A 売却又は下取りにより対価を得る場合は、その額（税抜）を補助対象経費の合計から差し引きます。導入する設備・機器の販売店に下取りに出す場合も、それ以外の買取業者等に売却する場合も、取扱いは同じです。補助対象経費計算シートの「更新前（既存）設備・機器の処分」欄に、処分方法（廃棄・引渡し（無償）・売却・下取り）と、売却・下取りの場合はその対価（税抜）を入力してください。入力された対価の合計が、補助対象経費の合計から自動的に控除されます。廃棄又は無償の引渡しの場合は、対価欄の入力は不要です。控除は補助対象経費の「合計」から行いますので、設備・機器1台（LED照明設備の場合は一式）ごとの本体価格の下限（法人税抜22.5万円、個人事業主税抜15万円）の判定には影響しません。見積の段階で処分方法や下取り額が分かる場合は、エントリー申請の時点から入力してください（未定の場合は空欄で構いませんが、交付申請時には必ず入力してください）。交付申請時は予定額で構いませんが、実際の売却額と差異のない金額を入力してください（補助金額は増額されないため、少なく入力した場合は自己負担が増えます）。実績報告時は実際に受け取った額を入力し、実績報告時に提出する経理書類と一致させてください。なお、資本関係のある会社、役員を兼任している会社、代表者の親族（2親等以内）が代表者・役員として属する会社等、及び代表者の親族（2親等以内）に対して既存の設備・機器を売却した場合は、廃棄等を行ったものとは認めません。この場合、当該設備・機器の更新は補助対象となりません。対価を申告せず自己負担を軽減することは、不正受給となりますのでご注意ください。

Q19 賃貸物件で事業を営んでいます。物件に設置されている設備・機器を更新する場合は対象になりますか。（要綱第6条別表2関係）

A 申請者自身が既存の設備・機器を所有し、かつ、その設備・機器に係るエネルギー経費（電気・ガス代等）を負担している場合に限り対象となります。物件が賃貸であること自体は問いません。したがって、借主が申請する場合は、貸主が所有している備付けの設備・機器の更新は対象外です（申請者が所有していない設備・機器に当たるため）。貸主が申請する場合も同様で、貸主が所有している設備・機器であっても、その電気代等を借主が負担している場合や、共益費等として借主から電気代等を受領している場合は対象外です。いずれの場合も、所有と負担の両方を申請者が満たしている必要があります。判断に迷う場合は、商工観光課へご相談ください。

Q20 現在故障していて使用していない設備・機器を新しいものに入れ替える場合は対象になります

か。（要綱第4条第1項第2号関係）

A 対象となりません。現に故障している設備・機器や、現に使用していない設備・機器の更新は補助対象外です。これらは更新前のエネルギー使用量が生じておらず、要件である「更新前と比較して5%以上の省エネルギー効果」を確認できないためです。故障した時期は問いません。なお、既存の設備・機器の改良・改修に要する経費も補助対象外です（要綱第6条別表2）。

5. 変更承認・実績報告について

Q1 既存の設備・機器は必ず廃棄しなければなりませんか。（要綱第14条関係）

A 本補助金は市内事業者の省エネ化を支援することを目的としています。既存設備・機器が新たに設置する設備・機器と同時に稼働している場合はエネルギーコストの削減が見込めないため、更新にあたっては既存設備・機器の廃棄等を行っていただきます。実績報告時に「既存設備・機器の廃棄等証明書」を提出してください。なお、廃棄等に代えて売却又は下取りを行い、対価を得た場合は、その額を補助対象経費の合計から差し引きます（「4. 補助対象経費について」のQ18参照）。廃棄等については、実績報告時に「既存設備・機器の廃棄等証明書」を提出していただく必要がありますので、実績報告の提出期限（補助事業が完了した日から起算して10日を経過した日、又は令和9年2月8日のいずれか早い日）までに済ませ、業者から証明書を受け取ってください。証明書の取得に日数を要する場合がありますので、設備・機器の入替えに合わせて早めにご依頼ください。また、新しい設備・機器の稼働を開始した後は、更新前（既存）の設備・機器を使用しないでください。

Q2 交付決定後に、更新する設備・機器を変更してもよいですか。（要綱第12条関係）

A 原則として交付決定後の変更は認められません。やむを得ない事情がある場合は事前にご相談ください。なお、補助金額の増額に当たる変更、使用用途の異なる設備・機器への変更、更新（入替）前の設備・機器の変更は認められません。同一の用途・種類の範囲内で型番・仕様を変更する場合であっても、補助事業計画変更・中止（廃止）申請を行い、承認を受ける必要があります。申請が不要となる軽微な変更は、補助対象経費の合計額の20%以内の増減に限られます（要綱第12条第2項）。金額が変わらない場合でも、型番・仕様の変更には承認が必要です。承認を受ける際は、変更後の見積書と、変更後の型番に基づく設備・機器比較証明書を提出してください。承認を受けずに変更した場合は、補助対象外となることがあります。

Q3 交付決定後に補助対象経費が増減した場合はどうすればよいですか。（要綱第12条関係）

A 補助対象経費の合計額が交付決定時と比べて20%を超えて増減する場合は、補助事業計画変更・中止（廃止）申請を行い、承認を受ける必要があります（20%以内の増減は申請不要です）。なお、補助金額の増額は認められません。

Q4 事業に遅れが生じた場合はどうなりますか。（要綱第5条、第14条関係）

A 事業者の責めに帰さない事由であっても、事業実施期間内（交付決定後～令和9年1月29日）に納品・支払まで完了できない場合は、補助対象となりません。十分にご注意ください。（実績報告の期限についてはQ5をご覧ください。）

Q5 実績報告はいつまでに行えばよいですか。（要綱第14条関係）

A 補助事業が完了した日から起算して10日を経過した日、又は令和9年2月8日のいずれか早

い日までに、J グランツにより実績報告及び交付請求を行ってください。

Q6 実績報告時には、どのような書類を提出すればよいですか。（要綱第14条関係）

A ①補助対象経費計算シート（実際に支払った金額を入力したもの）、②既存設備・機器の廃棄等証明書、③補助対象設備・機器の設置状況が確認できる写真、④経理書類（発注書（契約書・注文書等）、納品書、請求書、銀行振込を証する書類の写し（振込金受取書、振込明細書、通帳（表紙と該当記帳箇所）等）。更新前（既存）の設備・機器を売却して対価を得た場合は、その額が確認できる書類（買取業者等が発行した買取明細書、計量伝票、領収書（控）の写し、入金が確認できる通帳の写し等）を含みます。なお、下取りの場合は、下取り額が記載された請求書等により確認しますので、別途の提出は不要です。）、⑤本補助金の振込先口座の写し（表紙と通帳を開いた1・2ページ目の両方）を提出してください。

Q7 「既存設備・機器の廃棄等証明書」は誰に証明してもらうのですか。

A 廃棄を行った廃棄物処理業者等、設備・機器の引渡し先の設備業者等、又は売却・下取り先の買取業者等に証明してもらってください。申請者自身が作成したものは認められません。証明書には、作成日付、業者の所在地・名称・代表者の職名及び氏名（社印の押印）、補助事業者名及び事業実施場所の住所、設備・機器の名称・型番又は型式、廃棄等の種類（廃棄・引渡し（無償）・売却・下取り（有償））及び廃棄等の実行日を記載してもらってください。記載内容は、補助対象経費計算シートの「更新前（既存）設備・機器の処分」欄と一致させてください。なお、計算シートの処分欄で「売却」「下取り」のいずれを選択した場合も、証明書では「売却・下取り（有償）」にチェックしてください。

Q8 現地調査はどのように行われますか。（要綱第13条、第15条関係）

A 実績報告書類の審査を補完すること等を目的として、補助対象設備等の設置・使用状況の確認や書類の原本確認等を、必要に応じて実施します。交付決定前や事業実施期間中にも、必要に応じて実施することがあります。

Q9 補助金の交付を受けた設備・機器を処分する際に制限はありますか。（要綱第19条関係）

A 単価50万円（税抜）以上の取得財産等について、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年を経過する日以前に、補助金の交付の目的に反して使用・譲渡・交換・貸付け・担保に供しようとするときは、あらかじめ取得財産の処分申請書（様式第8号）を提出し、承認を受ける必要があります。処分により収入があった場合は、補助金の全部又は一部に相当する額の納付を求めることがあります。

Q10 実績報告時の請求書が「工事一式」等でまとめて記載されており、本体価格・設置工事費・運搬費が分かれていない場合はどうすればよいですか。

A 設備・機器の本体価格、設置工事費及び運搬費は、それぞれ税抜金額で区分して補助対象経費計算シートに入力していただく必要があります。請求書が「一式」でまとめて記載されている場合は、施工業者に依頼し、本体価格・設置工事費・運搬費が区分された請求書又は内訳書を発行してもらってください。特に、LED照明設備については本体単価に設置工事費を加えた金額が下限額（法人税抜22.5万円・個人事業主税抜15万円）以上かどうかを判定するため、区分が不明確なまま計上すると判定を誤るおそれがあります。

Q11 実績報告時に提出する経理書類について、注意点はありますか。（要綱第14条関係）

A 次の点にご注意ください。①いずれの書類も、交付決定通知日以後の作成日付であること（事前着手届を提出している場合は着手日以後（令和8年8月17日以後）、計画変更の承認を受けた場合は変更後の見積書の作成日以後で差し支えありません）。②発注書（契約書・注文書等）、納品書、請求書には、発行者の社印の押印があること。③支払（銀行振込）は、請求書の請求日以後に行われていること。④いずれの書類も、交付決定時の見積書（計画変更の承認を受けた場合は変更後の見積書）の内容と合致していること。⑤いずれの書類も、他の取引と混在したものではなく、補助事業のみに関する内容であること。なお、銀行振込を証する書類として、業者からの領収書は認められません。ネットバンキングの場合は、振込の相手先・金額・振込日及び振込の完了が確認できる入出金明細や取引履歴等（振込日より前に作成された書類は不可）を添付してください。